地方分権改革に関する提案募集への対応について

平成 28 年 6 月 26 日本 部 事 務 局

去る6月6日に、国の地方分権改革推進本部が実施する「地方分権改革に関する提 案募集」に対して、関西広域連合から以下の19項目の提案を行いました。

1 平成28年度提案項目 (詳細は別紙)

広域連合制度の充実に資する提案(4項目)			
1	広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し	新規	
2	広域連合が「企業版ふるさと納税」の活用を可能とする制度改正	新規	
3	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃	新規	
4	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大		

関西圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務・権限(6項目)			
5	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲		
	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備		
6	区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止		
7	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲		
8	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲		
9	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲		
10	国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲		

その他 (9 項目)			
11)	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	新規	
12	広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与	新規	
13	地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設	新規	
14)	関西広域連合への復興方針策定権限の付与	新規	
15)	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲		
16	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲		
17)	新規就農者の拡大支援 (青年就農給付金の要件緩和)	新規	
18	動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)	新規	
19	地域医療の推進(国等が保有する医療関連データの利用)	新規	

2 今後のスケジュール

7月~10月提案団体等のヒアリング10月~内閣府と関係府省との調整

12月中下旬 地方分権改革推進本部決定、閣議決定

平成28年度「地方分権改革に関する提案募集」への提案

	提案項目	提案内容	具体的な支障事例、効果	
戊	広域連合制度の充実に資する提案			
	関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係	関西広域連合についても都道府県と同様5事業の申請を可能とし、広域連合が申請した場合に関係地方公共団体が1事業ずつ申請したものとする取り扱いを行わないこと 地域再生法に基づく、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業における広域連合の除外規定を削除すること	広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連携事業を申請するのと同様、それぞれが1事業ずつ申請したものとすることとされ、構成関係府県市の申請枠に影響を及ぼすことは、当該関係府県市に大きな支障を及ぼすことになる。 新規 広域連合が実施する地方創生に対する取組に 賛同する企業からの支援を得、当該取組をより一層強力に進めることができる。 新規	
	③広域連合の 規が変更に おける手続き の撤廃 ④国に移譲を	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること 国に移譲を要請できる事務の範囲	広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要があり、その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。許可制から届出制とすることにより、広域連合が処理する事務を速やかに追加することができ、新たな課題に迅速に対応することが可能となる。 新規 国から移譲される事務と構成団体から持ち寄	
	要請できる事務の範囲の拡大	が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。	国から移譲される事務と構成団体から行らずった事務を一体的に処理することにより、二 重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。	
月		な形成と土地利用・整備・保全を一	体的に推進するための事務・権限	
	⑤国土形成計 画法に基づ く近畿圏広 域地方計画 の策定権限 の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、協議会事務局の関西広域連合への移管、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	広域地方計画協議会への広域連合の参画が認められていないため、計画への提案を目的とする関西圏域の展望研究会の成果を反映できておらず、地域の実情を踏まえた計画となっていない。地方自治体側の主体性に委ねるべきである。	
	⑥近畿を開始を ⑥近法に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備 計画や近郊整備区域等の各区域指 定について、関西広域連合への決 定権限の移譲を求めるとともに、 近郊整備区域建設計画等の作成に 係る国同意の廃止を求める。	近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断する必要があり、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等できるようするべきである。	

提案項目	提案内容	具体的な支障事例、効果
⑦複数府県に 跨がる都市 計画区域の 指定権限の 移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の 指定権限について、関西広域連合 への移譲を求める。	関西広域連合において府県間の意見調整等を 図ることが可能であり、今後、府県を跨いで 都市計画区域を指定した方が良いと考えられ る場合に備え、予め当該指定権限を関西広域 連合へ移譲すべきである。
8複数府県に 跨がる重要 流域内民有 林の保安林 の指定・解除 権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への 移譲を基本とし、複数府県に跨が るものは、関西広域連合への移譲 を求める。	現在、河川管理者が府県である場合に限り移譲を検討されているが、その場合に限る必要性はなく、すべて府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西では、関西広域連合へ移譲すべきである。
⑨国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	一定の基準により処理できるこれらの権限は、公園の保護と適正利用の適切なバランスを考慮しつつ迅速に処理する観点から、府県への移譲を基本とし、山陰海岸国立公園に係るものは関西広域連合へ移譲すべきである。
⑩国定公園に 関する公園 計画の決定 等権限の移 譲	国定公園に関する公園計画の決定 等権限について、関西広域連合へ の移譲を求める。	国定公園は、国の公園計画に基づき府県が管理し、府県の自主性・主体性が尊重されていないため、地域の実情に応じて地方公共団体が公園計画を決定するべきで、複数府県に跨がるものは、関係府県の調整を基本に、関西では、関西広域連合が中心となって定めるようにすべきである。
①災害救助法の 特別基準の設 定に係る内閣 総理大臣への 協議・同意の廃 止	災害救助法に基づく救助に関し、 特別基準の設定に係る内閣総理大 臣の協議・同意を廃止するととも に、設定に伴う財源措置を確実に 行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定めることとされているが、被災者のニーズに迅速に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。
⑫広域連合への 災害救助法の 特別基準決定 権限の付与	災害救助法に基づく救助に関し、 特別基準の設定に係る内閣総理大 臣の協議・同意を廃止するととも に、大規模広域災害時における特 別基準の決定権限を、関西広域連 合にも認めること。	大規模広域災害発生時には、ある程度の地域 的なバランスや、最低限の水準維持が必要に なる場合もあり得るため、国に代わり、関西 広域連合が、広域的な視点で検討・決定する ことにより、一定水準の救助内容が確保され、 広域的に均衡のとれた救助を速やかに実現す ることができる。 新規
③地域主体の復 興を実現する 制度的枠組み の創設	大規模災害復興法に定める国の復 興基本方針の策定にあたり、広域 連合を含む被災自治体の意見を反 映させる制度的枠組の創設を求め る。	被災都道府県の意見が確実に国の復興基本方針に反映されることとなり、地域主体の復興 推進が実現する。 新規
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	関西広域連合への復興方針策定の 権限の付与を求める。	府県・政令市で構成する関西広域連合が復興 方針を策定することにより、関西全体を見据 えた復興の姿が迅速に示され、実現する。 新規

提案項目	提案内容	具体的な支障事例、効果
⑬観光圏整備実 施計画の認定 に係る事務・ 権限の移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る 事務・権限(広域連合の構成府県 市が実施主体である観光圏整備事 業は除く)の広域連合への移譲を 求める。	広域観光周遊ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していく地域の「連携」「協調」の仕組みづくり等で国が地域間の調整を行うのは難しいが、関西広域連合であれば広域的に調整を行い、地域の総合力としての誘客が可能となる。
⑩一般乗合旅客 自動車運送事 業の許認可等 権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車 運送事業(貸し切りバスを除く) に係る事業経営、事業計画、運賃 等への許認可について、同一府県 内で実施するものは、移譲を希望 する府県への移譲を基本としつ つ、府県域を跨がるものは、広域 連合への移譲を求める。	・地域主体の責任体制を構築することで、「交 通政策基本計画」でも課題とされている「人 口急減、超高齢化の中での個性あふれる地方 創生」や「グローバリゼーションの進展」に 対応した総合的な施策展開が可能となる。 ・地域交通の最適化が図られることにより、 自律的で持続的な地域社会の構築が可能とな る。
・ 御新規就農者の 拡大接給付金 の要件総和)・ の要件級和・ の事物取扱責任 者の要がしての ・ のの ・ のの ・ のの ・ のの ・ のの ・ のの ・ のの ・	理合への移譲を求める。 親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転や第三者から 質借等により給付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、給付金の返還は不要とすること。 ①実施回数、②研修時間、③研修項目が法に義務づけられているが、自治体がそれぞれの地域の実情等を踏まえ、自らの判断によど、 研修の実施回数を設定するなど、 効果的・効率的な研修を実施できるよう見直しを求める。	新規就農者が、親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転等により経営面積の2分の1未満になれば、給付金返還を不要とする制度改正を求め、新規就農者への支援拡大を図る。 新規 問題の多い業種・問題の多い動物種を取扱う業者は研修開催の頻度を高くし、特段問題のない業種等は頻度を低くするなど、地域の実情に合わせた 効果的で効率的な研修の実施が可能となる。 新規
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等の情報)について、高齢者医療確保法に基づきデータ提供を受ける際の手法を確立し、提供の迅速化を図ること。本来目的(高齢者医療確保法)以外の利用であっても、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。	NDB データの活用により、地域住民全体の悉皆的な、医療と健診の情報を合わせた健康状態の把握と分析ができ、都道府県等が地域住民の健康状態等を踏まえた健康増進計画を策定・推進することができる。また、生活習慣病対策等の健康づくり施策の充実や医療費適正化の実現に向け、効率的で効果的な保健医療政策等を立案・実施することができる。 新規